

第3 公園技術基準

細 目 次

1	公園の設置基準	151
2	公園の設置場所	151
3	公園用地等の譲渡	151
4	公園施設の設置	151
5	境界石の埋設	153
6	指導担当課に提出する図書	153
7	公園施設標準図	154
	(1) 出入口標準図	154
	(2) さく標準図	155
	(3) 車止め標準図	156
	(4) 園名板（注意板）標準図	157

第3 公園技術基準

1 公園の設置基準

- (1) 公園は、事業区域の面積が 3,000 m²を超えるときに設置すること。
- (2) 公園を設置する事業の適用範囲は、「開発行為」及び「15 戸以上の集合住宅の建築事業」とする。

なお、事務所等の建築事業については、15 戸以上の集合住宅を併設する場合を除き、建築事業事業区域の面積が 3,000 m²を超える場合についても緑化地とすること。

- (3) 公園の面積は、事業区域の面積の 6%以上（180 m²以上）の用地とすること。
- (4) 開発行為（昭和 51 年以降）、土地区画整理等の街区整備事業（この要綱施行前の道路位置指定を除く。）が行われた区域であるときは事業区域の面積が 3,000 m²を超える場合についても公園の設置は求めない。

※ 要綱 第 23 条（公園等の設置）（25 ページ参照）

第 44 条（都市計画事業等の特例）（32 ページ参照）

開発行為は、旧立川市宅地開発等指導要綱等（昭和 51 年以降）に基づき施行したものをいう。

2 公園の設置場所

- (1) 公園は、事業区域の公道（幅員 4 m 以上）に接する部分に設置し、公道に接する間口を十分に（原則 4 m 以上）取ること。
- (2) 公園を高圧線の下を利用して設置するときは、その割合を公園面積の 30%以下とすること。
- (3) 公園は、都市計画道路予定線内に設置しないこと。
- (4) 公園の設置場所は、日照及び環境を十分に考慮すること。
- (5) 公園の形状は、平坦地に、一団の敷地として設置し、正方形に近い形を基本として、公園を有効活用できる形とすること。

※ 要綱 第 23 条（公園等の設置）（25 ページ参照）

細則 第 25 条（公園の整備）（48 ページ参照）

3 公園用地等の譲渡

事業者は、公園の用地及び施設を市に無償で譲渡すること。なお、水道・電気・下水道等を使用開始した状態で譲渡すること。譲渡後に各契約者の名義を変更すること。

※ 要綱 第 23 条（公園等の設置）（25 ページ参照）

細則 第 25 条（公園の整備）（48 ページ参照）

4 公園施設の設置

- (1) 公園は、地域住民の利用に供するものであること。
- (2) 公園は、みどり空間の確保を目的としたものであること。
- (3) 公園の施設は、公園の規模（面積）、形状、環境等を考慮して設置すること。

(4)「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」及び「立川市公園における移動等の円滑化の基準に関する条例」に適する施設とすること。

(5) 公園には、原則として、次の施設を設置すること。

- ア 園路、広場
- イ すべり台、ブランコ、砂場等の遊戯施設
- ウ ベンチ
- エ さく、車止め
- オ 水飲み
- カ 照明施設
- キ 園名板（注意板）
- ク 植栽
- ケ 便所（公園規模 1,000 m²以上）
- コ 排水施設
- サ その他の施設

(6) 施設の構造及び材質他（(4)の法令のほか、下記の条件を満たすこと）

① 出入口

出入口は複数設けること。内 1 箇所は、幅員 4 m 以上の公道に接し、管理用車両が容易に出入りできる寸法（原則 4 m 以上）を確保すること。その他の出入口は、1.2m 以上（やむを得ない場合は、0.9m 以上）確保すること。

② 園路、広場

「都市公園技術標準解説書」を参考に決定すること。

③ 遊戯施設

「都市公園技術標準解説書」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を参考に決定すること。また、遊具毎に定められた安全領域を確保すること。なお、スプリング遊具及びそれに準ずるものは原則として不可とする。（スプリング遊具のスプリングは、目視診断で亀裂などが確認されない場合でも、内部で金属疲労が進み破断が生じることがあるため）

④ ベンチ

座面の材質はリサイクル材（廃プラスチック及び廃木の混合材等）を原則とし、十分な耐用年数を有し、長期にわたり快適に使用できるものとする。仕様は肘掛を設けた 2 ～ 3 人掛けとすること。その他、「都市公園技術標準解説書」を参考に決定すること。

⑤ さく

公園周囲に設置する柵は、メッシュフェンスとすること。設置する高さは、G L + 1.5 m を原則とし、協議により決定するものとする。

⑥ 車止め

出入口等に設置する車止めの材質はステンレス（φ 60.5 × 3 以上）とすること。標準配列は 2 列とし、1 列目に 2 基、2 列目に 1 基を設置する。車いす通行のための有効幅として、車止めの間隔を 1.2m（やむを得ない場合は 0.9m 以上）確保すること。可動式車止めを使用する南京錠は ALPHA・40mm（キーナンバーは公園緑地課に確認）とすること。

⑦ 水飲み

水道メーターは原則として 13mm とする。(水飲み以外の水施設をつける場合はこの限りではない。)

⑧ 照明施設

LED を採用すること。遮光板を灯具に内包できる構造とすること。また、「都市公園技術標準解説書」を参考に必要な照度の確保を図ること。設置場所・設置高さについては照度分布を検討の上で、周辺住環境（特に隣接建物の窓の位置など）に配慮し、必要に応じて遮光板を設置すること。

引込柱は、「東京都建設局標準構造図」にあるものを原則とすること。

⑨ 園名板（注意板）

別紙構造図のものを標準とするが、公園名及び注意書きが記載してあれば、協議の上で変更しても差し支えない。

⑩ 植栽

植栽は「第 4 緑化地等技術基準 1-②緑化地の植栽」を基準に、周辺環境及び将来樹形を考慮して配置すること。特に高木・中木の配置については、隣地境界に近すぎないようにすることとし、詳細については、別途協議すること。

また、市に譲渡した樹木について完了検査後 1 年以内に枯死等が発生した場合は、事業者は枯補償を実施すること。

⑪ 便所

原則として 1,000 m²以上の公園には設置すること。

⑫ 排水施設

公園内の雨水については、公園敷地内での全量浸透を原則とすること。

⑬ その他の施設

別途協議により定めるものとする。

(7) 公園施設の施行は、「東京都土木工事標準仕様書」に基づき行うこと。

(8) 公園施設の設置に関して、上記のとおり施設の整備を原則とするが、整備する公園のニーズや規模などを考慮の上、詳細な内容については立川市と協議によって決定すること。

5 境界石の埋設

公園用地の境界には、市の指定する境界石を埋設すること。また、設置後の境界石が容易に確認できるようにすること。埋設の方法は、道路技術基準を参照し、公園と道路の境界については道路管理担当係と協議をすること。

6 指導担当課に提出する図書

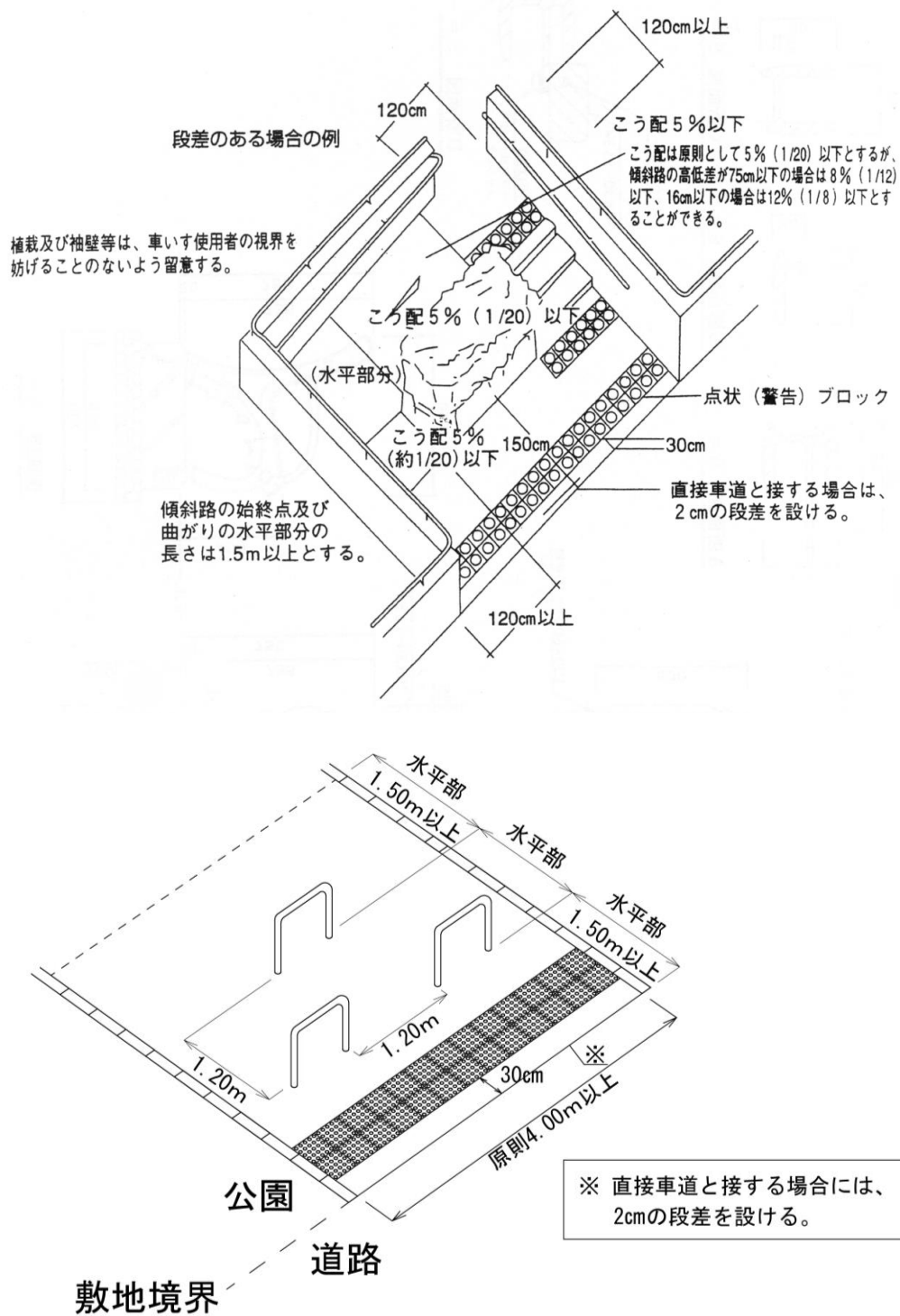
完了検査後速やかに公園施設平面図、施設構造図、遊具履歴書、求積図（座標値入り）等を公園指導担当課に提出すること。

※ 提出図書等について（関連ファイル「提出図書等について」参照）

7 公園施設標準図

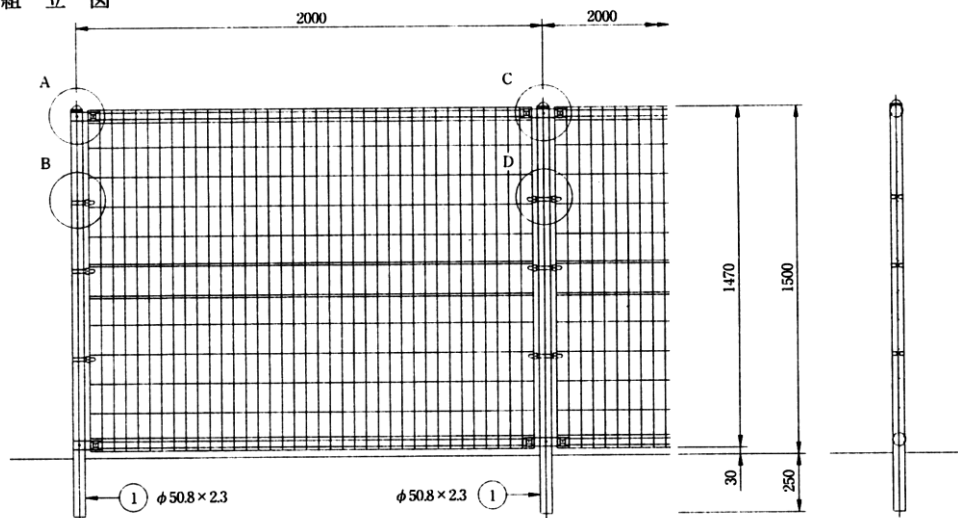
(1) 出入口標準図

〈 参 考 図 〉

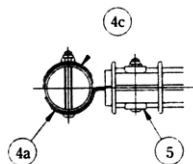


(2) さく標準図

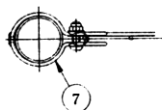
組立図



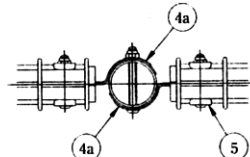
A部取付図



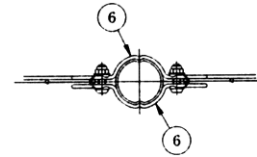
B部取付図



C部取付図



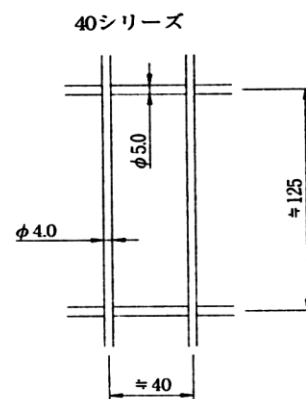
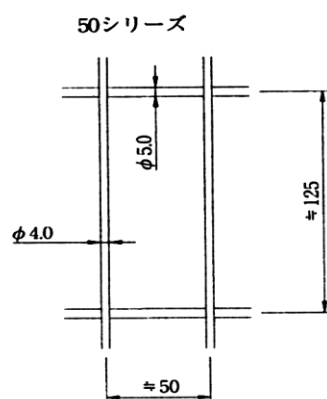
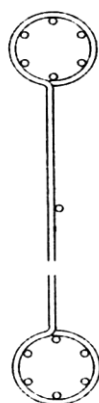
D部取付図



符号	名 称	規 格	材 質	外 装
1	主 柱	$\phi 50.8 \times 2.3$	STK400	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきK27 (Y27同等以上) +アクリル樹脂静電粉体塗装
2	W M パネル	50シリーズ 40シリーズ 外径 $\phi 4.0 \times \phi 5.0$ 芯径 $\phi 3.6 \times \phi 4.5$	ハイテンション線 (SWMGH-3)	亜鉛めっき + PVC樹脂静電粉体塗装
4a	ジョイント	$t=1.6$	SZAH400同等以上	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきK27 (Y27同等以上) +アクリル樹脂静電粉体塗装
4c	ジョイントカバー	-	-	
5	押 え 金 具	-	SZAHC同等以上	亜鉛・アルミ合金めっき+アクリル樹脂静電粉体塗装
6	中間バンド(回転防止付)	$\phi 3.6$	SWMGH-3	
7	端 末 バ ン ド	-	-	-

パネル断面図

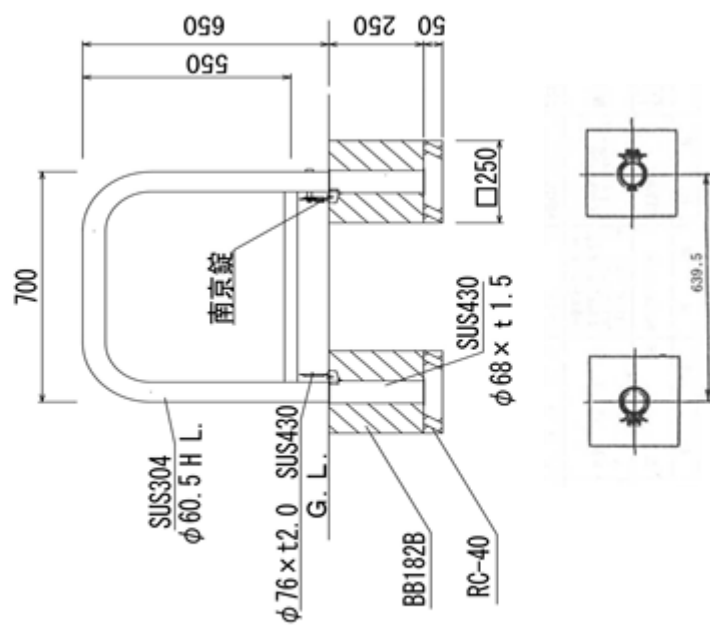
W M 図



*フェンスの高さは、GL + 1.5mを標準として公園周囲に設置すること。

(3) 車止め標準図

品名	形状・寸法	数量	単位	備考
通生クテシヤラン	RC-40	0.006	m	
コンクリート	BB182B	0.03	m	
溝止め	W H φ 700×650×60.5	1	基	SUS304 t=30 ヘアライン仕上げ
溝止めホルダー	L=250 φ68	2	本	SUS430 t=15
ロックピン		1	個	SUS 鍵穴型
掘削機		1	個	市の指定によること
掘削機		0.5	m	



Technical drawing showing a cross-section of a mechanical assembly. The drawing includes the following labels and dimensions:

- Materials and Components:**
 - 差込スリッパ 量 12 SUS 304 電解研磨 (Slipper 12 SUS 304 Electro-polished)
 - ロックピン $\phi 12$ SS 400 ユニクロメッキ (Lock Pin $\phi 12$ SS 400 Chromate Plating)
 - ピン $\phi 5$ SUS 304 (Pin $\phi 5$ SUS 304)
 - 差込スリッパ $\phi 68 \times t 1.5$ SUS 430 (Slipper $\phi 68 \times t 1.5$ SUS 430)
 - 底面 $\phi 80 \times t 1.5$ SUS 430 (Bottom $\phi 80 \times t 1.5$ SUS 430)
 - 水抜式 $\phi 15$ (Drainage Type $\phi 15$)
- Dimensions:**
 - Overall height: 99
 - Inner diameter: $\phi 76$
 - Pin diameter: $\phi 5$
 - Lock pin diameter: $\phi 12$
 - Bottom diameter: $\phi 80$
 - Water drainage diameter: $\phi 15$
 - Bottom thickness: $t 1.5$
 - Lock pin length: $t 1.5$
- Other Labels:**
 - G. L. (Ground Level)

(4) 園名板（注意板）標準図

